

京都市上下水道企業管理規程第26号

京都市地域水道事業の受任等に関する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市地域水道事業の受任等に関する規程

(規程の適用除外)

第1条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき市長から受任した地域水道に関する事務の補助執行に当たり、次の各号に掲げる規程を適用しないこととする。

- (1) 京都市上下水道局公有財産及び物品規程
- (2) 京都市上下水道局契約規程
- (3) 京都市上下水道局会計規程

(規則の適用)

第2条 前条の規定により規程の適用を除外した事務の執行に当たっては、関係する規則の規定に基づき適正に執行するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)